官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令（法務五六）　一
〔その他告示〕
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定の有効期間を延長する件（国家公安委四五）　二
○原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定した件（同四六）
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（同四七）
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同四八）
○令和八年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件（農林水産一八八六）　三
○農薬を登録した件（同一八八七）
○農薬の登録が失効した件（同一八八八）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇一、一〇二）
○道路に関する件（中部地方整備局一〇六、一〇七）　五
○道路に関する件（九州地方整備局一三七～一四一）
〔国会事項〕　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項
人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　六
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
法　務
公証人任免（法務省）　七
国家試験
令和七年度土地区画整理士技術検定合格者（国土交通省）　七
令和八年度土地区画整理士技術検定の実施（同）　七
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五六）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　八
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○法務省令第五十六号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百八条の二並びに同法第七百六十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月十二日

法務大臣　平口　洋

民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令

（子の監護費用の先取特権に係る額の算定）

第一条　民法第三百八条の二に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、一月当たり八万円に同条に規定する定期金により扶養を受けるべき子の数を乗じて得た額とする。

（子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例に係る額の算定）

第二条　民法第七百六十六条の三第一項に規定する法務省令で定めるところにより算定した額は、二万円に同項の規定による請求をする父母の一方が離婚の時から引き続き監護を主として行う子の数を乗じて得た額とする。

2　民法第七百六十六条の三第二項の規定による日割計算は、離婚の日の属する月又は同条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日の属する月の日数を基礎としてこれを行う。

3　前二項の規定は、民法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において同法第七百六十六条の三第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（検討）

2　この省令の規定については、この省令の施行後、この省令の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

その他告示

○国家公安委員会告示第四十五号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第六条第二項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定の有効期間を延長するので、同法第六条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十二月十二日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

法人その他の団体

1　名称　新人民軍（New People's Army(NPA)）
　指定をした年月日　令和元年12月13日
　指定番号　ＤＥ―19
　延長後の指定の有効期間　令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和７年12月12日
2　名称　アル・シャバーブ（Al-Shabaab）
　指定をした年月日　令和元年12月13日
　指定番号　ＤＥ―20
　延長後の指定の有効期間　令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和７年12月12日
3　名称　ISILシナイ州（ISIL Sinai Province）
　指定をした年月日　令和元年12月13日
　指定番号　ＤＥ―21
　延長後の指定の有効期間　令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和７年12月12日
4　名称　マウテ・グループ（The Maute Group）
　指定をした年月日　令和元年12月13日
　指定番号　ＤＥ―23
　延長後の指定の有効期間　令和元年12月13日から令和10年12月12日までの間
　指定の有効期間の延長の根拠となる条項　第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
　その他参考となるべき事項　延長前の指定の有効期間が満了する年月日：令和７年12月12日

○国家公安委員会告示第四十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十一月二十一日付けをもつて次のとおり原動機を用いる身体障害者用の車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十二日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	原動機を用いる身体障害者用の車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　K25―７	ハンドル形電動車椅子 ＢＴ８	株式会社　アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号
交　K25―８	ハンドル形電動車椅子 ＳH04	株式会社　アテックス 愛媛県松山市衣山１丁目２番５号

○国家公安委員会告示第四十七号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十一月二十一日付けをもつて次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十二日　国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N25―97	18インチ電動アシスト自転車 ＥＲＷＡＹ―Ａ06	鑫三海株式会社 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番11号
交　N25―98	電動アシスト自転車 ＥＢ21	鑫三海株式会社 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番11号
交　N25―99	カワサキ ＸＰ030Ｃ	カワサキモータース株式会社 兵庫県明石市川崎町１番１号
交　N25―100	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　20　ｅＢｉｋｅ ＳＬＥＢ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　N25―101	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　Ｆｒｏｎｔ　Ｃａｒｇｏ　ｅＢｉｋｅ ＳＬＦＣ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　N25―102	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　Ｌｏｎｇ　Ｔａｉｌ　ｅＢｉｋｅ ＳＬＬＴ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　N25―103	ＦＵＭＡ　ＣＡＳＨＡ 2509ＪＱＲ06ＥＢ	イエローソウルクリエイション株式会社 東京都渋谷区神宮前３―42―７　青山大洋ビル１Ｆ
交　N25―104	電動アシスト自転車（ＳＷＩＦＴ　ＨＯＲＳＥ　1） Ｅ　ＰＯＷＥＲ　ＧＥＮＩＵＳ　ＪＳ	福田国際株式会社 群馬県前橋市東善町98番地の７
交　N25―105	ｗｉｍｏ電動アシスト自転車 WM02―２	ｗｉｍｏ株式会社 東京都港区芝四丁目５番10号　ＡＣＮ田町ビル４階
交　N25―106	ｗｉｍｏ電動アシスト自転車 WM05	ｗｉｍｏ株式会社 東京都港区芝四丁目５番10号　ＡＣＮ田町ビル４階
交　N25―107	ＴＨＥ　ＯＮＥ ＴＯＢ20	ＴＨＥ　ＯＮＥ株式会社 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１―５　南仲ＴＯビル301

交　N25—108	ＴＯＫＹＯＢＩＫＥ　ＰＯＲＴＥＲ ＴＢ—Ｅ—ＦＣ—1620	株式会社トーキョーバイク 東京都江東区三好３—７—２　３階
交　N25—109	ＭＡＴＥ　ＧＯ＋ ＭＴＧＯ—01	株式会社ＭＡＴＥ．ＢＩＫＥ　ＪＡＰＡＮ 東京都港区南青山６—８—18
交　N25—110	ＭＯＶＥ　Ｘ ＭＯＶＥ001	株式会社ＷｉｎＣ 東京都渋谷区道玄坂１—12—１　渋谷マークシティウエスト20階

○国家公安委員会告示第四十八号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和七年十一月二十一日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	普通自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A25—88	18インチ電動アシスト自転車 ＥＲＷＡＹ—Ａ06	鑫三海株式会社 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番11号
交　A25—89	電動アシスト自転車 ＥＢ21	鑫三海株式会社 大阪府堺市堺区浅香山町３丁９番11号
交　A25—90	カワサキ ＸＰ030Ｃ	カワサキモータース株式会社 兵庫県明石市川崎町１番１号
交　A25—91	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　２０　ｅＢｉｋｅ ＳＬＥＢ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　A25—92	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　Ｆｒｏｎｔ　Ｃａｒｇｏ　ｅＢｉｋｅ ＳＬＦＣ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　A25—93	ｓｌｅｄＢＩＫＥＳ　Ｌｏｎｇ　Ｔａｉｌ　ｅＢｉｋｅ ＳＬＬＴ01	武田産業株式会社 千葉県柏市豊四季339番地39
交　A25—94	ＦＵＭＡ　ＣＡＳＨＡ 2509ＪＱＲ06ＥＢ	イエローソウルクリエイション株式会社 東京都渋谷区神宮前３—42—７　青山大洋ビル１Ｆ
交　A25—95	電動アシスト自転車（ＳＷＩＦＴ　ＨＯＲＳＥ　１） ＥＰＯＷＥＲ　ＧＥＮＩＵＳ　ＪＳ	福田国際株式会社 群馬県前橋市東善町98番地の７
交　A25—96	ｗｉｍｏ電動アシスト自転車 ＷＭ02—２	ｗｉｍｏ株式会社 東京都港区芝四丁目５番10号　ＡＣＮ田町ビル４階
交　A25—97	ｗｉｍｏ電動アシスト自転車 ＷＭ05	ｗｉｍｏ株式会社 東京都港区芝四丁目５番10号　ＡＣＮ田町ビル４階
交　A25—98	ＴＨＥ　ＯＮＥ ＴＯＢ20	ＴＨＥ　ＯＮＥ株式会社 兵庫県神戸市兵庫区南仲町１—５　南仲ＴＯＥビル301
交　A25—99	ＴＯＫＹＯＢＩＫＥ　ＰＯＲＴＥＲ ＴＢ—Ｅ—ＦＣ—1620	株式会社トーキョーバイク 東京都江東区三好３—７—２　３階
交　A25—100	ＭＡＴＥ　ＧＯ＋ ＭＴＧＯ—01	株式会社ＭＡＴＥ．ＢＩＫＥ　ＪＡＰＡＮ 東京都港区南青山６—８—18
交　A25—101	ＭＯＶＥ　Ｘ ＭＯＶＥ001	株式会社ＷｉｎＣ 東京都渋谷区道玄坂１—12—１　渋谷マークシティウエスト20階

○農林水産省告示第千八百八十六号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第二十条第二項及び第三十四条第二項の規定に基づき、令和八年一月一日から十二月三十一日までには種されるてん菜及び同年十月一日から令和九年九月三十日までに収穫されるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びに令和八年一月一日から十二月三十一日までに植付けされるでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を次のように定めたので、告示する。

令和七年十二月十二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　てん菜に係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき四、五四〇円（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（以下「免税事業者」という。）に対するものにあっては、四、八一〇円）

二　さとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一六、〇一〇円（免税事業者に対するものにあっては、一六、八六〇円）

三　でん粉の製造の用に供するばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価　一、〇〇〇キログラムにつき一四、〇一〇円（免税事業者に対するものにあっては、一四、九八〇円）

四　でん粉の製造の用に供するかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価は、次の表の上欄に掲げる品種ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

品種	単価
アリアケイモ、コガネセンガン、コガネタイガン、こないしん、コナホマレ、こなみずき、こなみらい、サツマアカ、サツマスターチ、シロサツマ、シロユタカ、ダイチノユメ、ハイスターチ、みちしずく及びミナミユタカ	一、〇〇〇キログラムにつき三四、八七〇円（免税事業者に対するものにあっては、三三六、〇一〇円）
その他の品種	一、〇〇〇キログラムにつき三一、一三〇円（免税事業者に対するものにあっては、三〇一、一五〇円）

（備考）

１　第二号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出された糖度（以下単に「糖度」という。）が二五・七度のてん菜について適用し、糖度が七・〇度以上二五・七度未満のてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が二五・七度を〇・一度下回るごとに六二円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が二五・七度を超えるてん菜に係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が二五・七度を〇・一度上回るごとに六二円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

２　第三号に掲げる単価は糖度が一三・一度以上一四・三度以下のさとうきびについて適用し、糖度が五・五度以上一三・一度未満のさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一三・一度を〇・一度下回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、糖度が一四・三度を超えるさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価にあっては糖度が一四・三度を〇・一度上回るごとに一〇〇円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

３　第三三号に掲げる単価は四捨五入により小数点以下一位まで算出されたでん粉含有率（以下単に「でん粉含有率」という。）が一八・八パーセントのでん粉の製造の用に供するばれいしょ（以下「でん粉原料用ばれいしょ」という。）について適用し、でん粉含有率が一八・八パーセント未満のでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント下回るごとに六四円を同号に掲げる単価から差し引いた額とし、でん粉含有率が一八・八パーセントを超えるでん粉原料用ばれいしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価にあってはでん粉含有率が一八・八パーセントを〇・一パーセント上回るごとに六四円を同号に掲げる単価に加えた額とする。

○農林水産省告示第千八百八十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年十一月二十六日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24995	ジラム水和剤	モノドクターＷＤＧ	東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　古塩賢太郎
24996	エトフェンプロックス・キノフメリン乳剤	アイーナトレボンＥＷ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

○農林水産省告示第千八百八十八号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年十二月十二日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和７年10月３日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18688	テブフェノジド粉剤	ホクコーロムダン粉剤ＤＬ	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
23312	イプフェンカルバゾン・ブロモブチド・ペンスルフロンメチル粒剤	ウィナーＬジャンボ	〃

令和７年10月６日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
23620	カルブチレート・ブロマシル・ＭＣＰＰ粒剤	ネコソギメガ粒剤	山口県山口市小郡山手上町１番10号　三笠産業株式会社　代表取締役社長　唐澤宏誌

令和７年10月９日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22424	銅水和剤	ＭＩＣコサイドＤＦ	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛
22572	銅水和剤	ＭＩＣコサイドボルドー	〃
23785	ペンチオピラド・メパニピリム水和剤	ピカットフロアブル	〃

令和７年10月15日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20455	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ペンスルフロンメチル水和剤	ミスターホームランＬフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
20744	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ペンスルフロンメチル粒剤	ミスターホームランＬジャンボ	〃
20934	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ペンスルフロンメチル粒剤	ミスターホームラン１キロ粒剤５１	〃
21349	オキサジクロメホン・クロメプロップ・ダイムロン・ペンスルフロンメチル粒剤	ミスターホームランＤＬジャンボ	〃

令和７年10月24日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21113	イプロジオン・有機銅水和剤	日農ロブドー水和剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
21251	エトフェンプロックス・アゾキシストロビン水和剤	シンジェンタアミスタートレボンＳＥ	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

令和７年10月27日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21806	ＣＹＡＰ水和剤	協友サイアノックス水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
21807	ＣＹＡＰ乳剤	協友サイアノックス乳剤	〃
23391	ＣＹＡＰ粉剤	協友サイアノックス粉剤	〃

○東北地方整備局告示第百一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新庄市五日町字一本柳一一四〇番一地内	前	二〇・〇八～二〇・五六メートル	〇・一六五キロメートル
	後	二〇・〇八～六二・六六メートル	〇・一六五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

路線名　供用開始の区間　東北地方整備局長　西村　拓

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

十三号　新庄市五日町字一本柳一一四〇番一地内

供用開始の期日　令和七年十二月十四日

○中部地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
飛騨市神岡町梨ケ根字鬼ヶ瀬九二番二から同市神岡町梨ケ根字垣内ノ上四二〇番一まで	前	一九・三六～六三・五三メートル	〇・〇三二七キロメートル
	後	二〇・二九～六三・五三メートル	〇・〇三二七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○中部地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

路線名　供用開始の区間　中部地方整備局長　森本　輝

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

四十一号　飛騨市神岡町梨ケ根字鬼ヶ瀬九二番二から同市神岡町梨ケ根字垣内ノ下四〇九番一まで

供用開始の期日　令和七年十二月十二日

○九州地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号及び二百十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇佐市大字四日市字駄廻四〇三番一から同市大字四日市字駄廻四〇一番二まで	前	一五・二六～一八・五三メートル	〇・〇一二キロメートル
	後	一五・二六～一六・八七メートル	〇・〇一二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

路線名　供用開始の区間　九州地方整備局長　垣下　禎裕

図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

十号及び二百十三号　宇佐市大字四日市字駄廻四〇三番一から同市大字四日市字駄廻四〇一番二まで

供用開始の期日　令和七年十二月十二日

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百九十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松浦市志佐町浦免字大浜一九七番四から同市志佐町浦免字出口四八七番一まで	後	三六・八六～四六・九四メートル	〇・四〇八キロメートル
松浦市志佐町庄野免字八郎一五三番一八から同市志佐町庄野免字闇夜谷三三六番一まで	前	一三・三五～二九・〇五メートル	〇・四〇八キロメートル
松浦市志佐町白浜免字遠見一五五六番から同市志佐町白浜免字猿飼一三一六番二まで	前	一四・〇九～四九・六五メートル	〇・四八七キロメートル
松浦市志佐町白浜免字橘木九六六番一から同市志佐町白浜免字幸平三一番一まで	後	一四・〇九～四九・六五メートル	〇・四八七キロメートル
松浦市御厨町上登木免字座所二五一番一地内	前	一五・二〇～一五・四五メートル	〇・一二〇キロメートル
松浦市御厨町寺ノ尾免字水操二四四番三から同市御厨町田代免字神林一五三番まで	後	一五・二〇～一五・四五メートル	〇・一三五キロメートル
松浦市御厨町田代免字前田二五四番六から佐世保市江迎町栗越二一四番一五まで	前	一三・八〇～一四五・二九メートル	〇・四四七キロメートル
	後	一三・八〇～八一・六一メートル	〇・四四七キロメートル
(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所	前	一三・八〇～二八・四七メートル	一・五五八キロメートル
	後	一二・八四～一〇二・七六メートル	一・五五八キロメートル

○九州地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

四百九十七号　松浦市志佐町浦免字大浜一九七番四から佐世保市江迎町栗越二一四番一まで

供用開始の期日　令和七年十二月十四日

○九州地方整備局告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　指定する道路の部分

区間　員延長

松浦市志佐町浦免字大浜一九七番四から佐世保市江迎町栗越八七番一まで　一二・八四〜一〇二・七六（メートル）　七・二三三三（キロメートル）

㈣　指定する期日　令和七年十二月十四日

国会事項

衆議院

質問書提出

十二月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本において再入国許可をとって出国した者たちに関する質問主意書（有田芳生提出）

補助金が交付される市街地再開発事業において事業収入が支出を上回った場合の補助金の国庫への返納に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

ロシアによるサイバー空間での選挙介入に関する質問主意書（鈴木庸介提出）

刑余者等の預貯金口座開設支援実績に関する質問主意書（藤原規眞提出）

円借款の国内経済波及効果と財源構造に関する質問主意書（杉村慎治提出）

女性が安心して起業に挑戦できる環境の構築に関する質問主意書（水沼秀幸提出）

タクシーの運賃改定に関する質問主意書（堀川あきこ提出）

文化庁が「クリエーターや権利団体はＡＩ技術や契約の知見が乏しい」と発言したとの報道に関する第三回質問主意書（八幡愛提出）

使用済み核燃料の再処理の必要性に関する質問主意書（佐原若子提出）

六ヶ所再処理工場継続判断と放射性廃棄物の扱いに関する質問主意書（佐原若子提出）

「責任ある積極財政」に関する質問主意書（江田憲司提出）

質問書転送

十二月十日次の質問主意書を内閣に転送した。

ＳＳ（サービスステーション）を経営している中山間地の事業者に対するガソリン価格への支援に関する質問主意書

日韓の文化財返還問題に関する質問主意書

太陽光発電と建築基準法に関する再質問主意書

特別児童扶養手当の所得制限に関する質問主意書

「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問主意書

「リサイクル燃料貯蔵（株）に関する使用済核燃料搬入・搬出計画」及び「六ヶ所再処理工場」に関する質問主意書

米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政府案に関する質問主意書

存立危機事態に関する質問主意書

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書

中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改善策に関する質問主意書

アクワイアラ制度の公共性に関する質問主意書

法医人材の育成及び確保に関する質問主意書

ＳＯＲＡ２と著作権法第三十条の四に関する第三回質問主意書

会議

十二月十一日（木曜日）　午後四時　本会議

国立国会図書館規則第三号

○国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月十二日

国立国会図書館長　倉田　敬子

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第五号中「本館第二閲覧室」の下に「、グループ研究室」を加える。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ブルキナファソの国祭日につき、十二月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第６条第１項の規定により、令和８年度において人事交流を希望する民間企業を下記により公募します。

令和７年12月12日

人事院事務総長　佐々木雅之

記

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫、相互会社、信用協同組合、信用協同組合連合会、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、監査法人、弁護士法人、損害保険料率算出団体、医療法人、学校法人、社会福祉法人、日本赤十字社、認可金融商品取引業協会、自主規制法人、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第２条第２項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人（公益社団法人を含む。）、一般財団法人（公益財団法人を含む。）及び法第２条第５号の規定に基づき人事院が指定する法人

２　応募手続

(1)　交流派遣（国の機関から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する国の機関の職員の年齢及び必要な経験等

②　当該民間企業における地位及び業務内容

③　希望する労働契約の期間

④　当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

(2)　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から国の機関に採用）をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

③　希望する職務内容

④　希望する任用期間

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　参考

国と民間企業との間の人事交流制度、交流を希望する国の機関とその職務内容及び電子メールによるオンライン応募を含めた手続の詳細については、人事院のインターネットホームページ（https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu.html）を参照のこと。

４　応募に関する問合せ先及び書類提出先

人事院事務総局人材局企画課人事交流班

〒100―8913　東京都千代田区霞が関１―２―３　中央合同庁舎第５号館別館（令和８年１月23日以前の所在地）

〒105―0001　東京都港区虎ノ門２―２―３　虎ノ門アルセアタワー（令和８年１月24日以降の所在地）

電話番号：（03）3581―5311（代表）

E-mail：kanmin-kouryuu@jinji.go.jp

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線の名称　十号及び二百十三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
佐賀市大字四日市字駄廻四〇三番一から同市大字四日市字駄廻四〇一番二まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十二月十三日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人信田昌男は願により公証人を免ぜられた。

堀内伸浩は公証人に任命され、東京法務局所属公証人信田昌男の後任を命ぜられた。（以上十二月十二日）（法務省）

国家試験

令和７年度土地区画整理士技術検定合格者

土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第６条の規定に基づき、令和７年度土地区画整理士技術検定に合格した者の受検番号を次のとおり公告する。

令和７年12月12日

国土交通大臣　金子　恭之

30003	30018	30029	30032	30044
30045	30048	30057	30060	30063
30067	30073	30074	30079	30084
30087	30088	30094	30098	30106
30107	30109	30111	30113	30114
30115	30117	30118	30120	30122
30124	30127	30133	30135	30138
30141	30143	30144	30146	30148
30150	30153	30154	30156	30157
35003	36002	36003	36005	36006
36007	36009	36016	36022	36026
36029	50002	50003	50016	50019
50021	50029	50031	50032	50035
50038	50041	50045	50046	50048
55001	56002	56003	60005	60015
60017	60023	60025	60027	60031
60032	60033	60035	65002	66002
66005	66006	66007	66008	66010
66011	90002	90006	90016	90017
90018	96005	96009		

令和８年度土地区画整理士技術検定の実施

令和８年度土地区画整理士技術検定（学科試験及び実地試験）の実施について、土地区画整理士技術検定規則（昭和57年建設省令第16号）第２条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月12日

国土交通大臣　金子　恭之

１．検定日　令和８年９月６日（日）

２．検定地　東京、名古屋、大阪、福岡

３．申込受付期間　令和８年５月７日（木）～５月21日（木）

４．検定実施機関　（一財）全国建設研修センター区画整理試験課　〒187―8540　東京都小平市喜平町２―１―２　電話番号042―300―6866（代表）

５．合格者発表　令和８年12月11日（金）に実地試験合格者を官報で公告するとともに、（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。また、学科試験のみ合格者についても（一財）全国建設研修センターより本人あてに文書で通知する。

６．その他　試験の詳細については、（一財）全国建設研修センターの発行する「受検の手引」を参照すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和七年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年十二月十二日

国土地理院長　河瀬　和重

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日

令和七年十一月十九日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

島根県益田市

四、調査期間　令和七年十二月十二日から令和八年三月三十一日

公　告

諸　事　項

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の４の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月12日　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	三井住友トラストクラブ株式会社
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目８番10号　トリトンスクエアＸ棟
登録番号	関東（包）第74号
営業廃止年月日	令和７年10月１日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月12日　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	三井住友トラストクラブ株式会社
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目８番10号　トリトンスクエアＸ棟
登録番号	関東（ク）第11号
営業廃止年月日	令和７年10月１日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月12日　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	リビングファイナンス株式会社
本店の所在地	東京都新宿区西新宿四丁目33番４号
登録番号	関東（個）第113号
営業廃止年月日	令和７年９月17日

登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の17の２の登録をした者から、法第35条の17の14の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の17の13の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第133条の12の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年12月12日　　関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	AirPlus International GmbH
本店の所在地	東京都港区元麻布三丁目１番６号
登録番号	関東（ク）第102号
営業廃止年月日	令和７年９月30日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

除権決定

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２００１号
青森市中央１丁目24―４
清算株式会社　株式会社アシスト
代表清算人　坂田　美恵
１　決定年月日　令和７年12月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２００２号
青森市中央１丁目24―４
清算株式会社　株式会社エヌ・コム
代表清算人　坂田　美恵
１　決定年月日　令和７年12月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所第２民事部

令和７年（ヒ）第２０９６号
東京都豊島区要町３丁目２番４号
清算株式会社　株式会社ジョイスル
代表清算人　高野　元一
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第５４号
東京都町田市南成瀬１丁目２番１号
清算株式会社　株式会社ＳＯＰＩＣ
代表清算人　岩切　宏樹
１　決定年月日　令和７年12月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（ヒ）第１１号
岐阜市六条南２丁目２番５号
清算株式会社　株式会社コピーセンター中部
代表者代表清算人　加藤　英二
１　決定年月日　令和７年11月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所

令和７年（ヒ）第３０３５号
大阪市東住吉区杭全１丁目15番18号
清算株式会社　ＳＤ企画株式会社
代表清算人　澤田　浩和
１　決定年月日　令和７年12月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００４号
福岡市博多区築港本町５番６号
清算株式会社　株式会社はかたカネ又
代表清算人　田中　克明
１　決定年月日　令和７年12月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第６号
栃木県栃木市片柳町１丁目16番14号
清算株式会社　株式会社片柳商店
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第３００２号
群馬県伊勢崎市富塚町1013番地
清算株式会社　株式会社ハマシンフーズ
１　決定年月日　令和７年12月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３００３号
群馬県伊勢崎市福島町244番地11
清算株式会社　株式会社トリ中
１　決定年月日　令和７年12月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３０２７号
大阪市淀川区新高１丁目７番29号
清算株式会社　株式会社ナイス
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１００６号
兵庫県三木市末広３丁目10番３号
清算株式会社　株式会社イスペット
１　決定年月日　令和７年12月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１号
和歌山県田辺市稲成町720番地の９
清算株式会社　株式会社エスティー
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所田辺支部

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県大田市温泉津町福光ハ1458番地３
清算株式会社　石央セラミックス株式会社
１　決定年月日　令和７年12月２日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所出雲支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００４号
群馬県前橋市南町１丁目４番７号
清算株式会社　株式会社Ｎ企画
代表清算人　貫井　哲夫
１　決定年月日　令和７年11月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額（ただし、本項においては、令和７年７月29日時点の元本、利息及び遅延損害金の合計額に限る。）の0.41％の金員を弁済する。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
前橋地方裁判所民事部

保全管理命令

監督命令

監督命令取消

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

東京都千代田区外神田六丁目九番二号

（甲）合同会社睦月エステート

代表社員　日髙　康昌

東京都中央区日本橋室町一丁目一三番一号

ＤＫノア四階Ｃ＋内

（乙）合同会社ＦＢ不動産管理

代表社員　日髙　康昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　八十六頁（号外第二一三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月二十四日

掲載頁　八十六頁（号外第二一三号）

令和七年十二月十二日

福岡県飯塚市新立岩一二番三七号

（甲）南日本メディカルビルディング株式会社　代表取締役　大濵　理

福岡県飯塚市芳雄町七番一八号

（乙）株式会社療育振興プロジェクト

代表取締役　坂根　隆

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりナカバヤシ株式会社（乙、住所大阪市中央区北浜東一番二〇号）の堺工場において営む事業の製造部門に関する権利義務の一部を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、当社は会社法第七九六条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　八十七頁（号外第一四六号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月十二日

島根県出雲市矢野町三九一番地三

ナカバヤシファクトリー株式会社

代表取締役　川上　陽右

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ファイブ・ワン（住所青森県南津軽郡藤崎町南豊田一番地八）に対して当社の営む一切の事業（ただし、介護事業および青森県弘前市大字駅前町六番地三における不動産賃貸事業を除く。）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十二日

青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字豊田六一番地の三

有限会社ファイブ・ワン

取締役　長内　康徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

埼玉県越谷市レイクタウン五丁目一二番地

二シティテラス越谷レイクタウン二一五

ＣＬＯＵＤ　ＳＴＲＥＥＴ合同会社

代表社員　若林　悠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭｏｍｅｎｔｕｍＭａｒｋｅｔｉｎｇとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

東京都港区元麻布三―一―三五ＶＯＲＴ元麻布五階

合同会社ＭｏｍｅｎｔｕｍＭａｒｋｅｔｉｎｇ

代表社員　田代　和也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

東京都世田谷区上祖師谷一丁目四一番七号

アベニール合同会社

代表社員　**吉岡**　貴之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社川村工業とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

神奈川県三浦市三崎一丁目六番三号

合資会社川村工業

代表社員　川村　康夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

石川県金沢市此花町五番六号ライフ金沢第一ビル六〇一Ａ　合同会社ｃｏｄｅ　ｆｓ

代表社員　上町　愛弓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、組織変更後の商号はＭｉプランニング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

静岡県浜松市中央区西伊場町六八番五号

Ｍｉプランニング合同会社

代表社員　鈴木　啓子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＷＡＲＭＳとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

三重県松阪市嬉野算所町六七六番地一

合同会社ＷＡＲＭＳ

代表社員　柘植　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

京都府京田辺市大住大坪五九番地二

合同会社中村リアルエステート

代表社員　中村　重夫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

京都府京田辺市大住大坪五九番地二

合同会社ＤＸＢ

代表社員　中村奈緒美

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、京都コンストラクション株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年十二月十二日

京都市西京区下津林東芝ノ宮町六四番地

京都コンストラクション協同組合

代表理事　久世　仁志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

大阪市西区新町三丁目五―二二―九〇一

合同会社スカイ・クリエイト

代表社員　津川　知佳

組織変更公告

当農事組合法人は、令和七年十二月三日開催の臨時総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年十二月十二日

岡山県高梁市宇治町宇治一七二三番地一

農事組合法人宇治高原農園

理事　河原　勉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

広島市中区本通一番六号金座街ＦＳビル三階

合同会社Ｍｉｙｏｎ

代表社員　野村　玲

組織変更公告

当組合は、令和七年十二月十一日開催の総会の決議により認可地縁団体に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年六月一日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年十二月十二日

佐賀県伊万里市波多津町内野九六七番地

内野生産森林組合

組合長　井手　豊

資本金の額の減少公告

当社は資本金の額を四九〇万円減少することにしました。この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社ＡＩＬ

代表社員　一本木純希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億九千九百四十二万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十二日

東京都千代田区神田錦町三丁目一五番地

株式会社ＴＨＥ　ＣＯＲＥ

代表取締役　由良　浩明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二百九十万円減少し金十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月十二日

沖縄県宮古島市平良字西仲宗根一五九九番地二

合同会社上原工業

代表社員　上原　強史

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月十六日

掲載頁　五十五頁（号外第二三〇号）

令和七年十二月十二日

三重県伊勢市二見町茶屋三三五番地一

株式会社アイ＆アイ

代表取締役　阿形　幸信

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億八千八百二十七万五千二百八十円、資本準備金の額を七億六千八百二十七万五千二百八十円、利益準備金の額を三千五十九万三千二百七十一円減少し、それぞれ一億円、〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十八日であり、当社の株主総会の決議は令和七年十二月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月十二日

兵庫県尼崎市西向島町一一一番地の四

株式会社関通

代表取締役　達城　久裕

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十七日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十二日

東京都港区南麻布一丁目二番三号

株式会社三田無線研究所

代表取締役　茨木　悟郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年十二月三十一日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十二日

大阪府堺市東区草尾三五三番地七レジデンスベル１Ａ

株式会社ＫＳプロ

代表取締役　青谷　弘之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月五日を基準日と定め、同日午前零時現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月十二日

広島県福山市新市町大字常一四五〇番地

カイハラ株式会社

代表取締役　貝原　護

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十二日

岩手県盛岡市みたけ二丁目一三番二五号

株式会社北進測量設計

代表取締役　中村　一夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十二日

東京都豊島区北大塚一丁目三三番二四号

東京住宅建設株式会社

代表取締役　伊佐　寿子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十二日

東京都渋谷区神宮前二丁目二六番六号

株式会社東栄工業

代表取締役　鴨下　直人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十二日

静岡県浜松市中央区常盤町二番地の二

株式会社遠州日石

代表取締役　鈴木　裕司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十二日

兵庫県宝塚市栄町二丁目一番一号

ソリオ宝塚都市開発株式会社

代表取締役　八杉　隆

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月十二日

福岡県久留米市三潴町草場六八番地の四

萬年亀酒造株式会社

代表取締役　塚本　喜博

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十四億五千七百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十九日であり、社員総会の決議は令和七年十二月十一日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/1437/

令和七年十二月十二日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

Ａ．Ｐ．９博多駅前特定目的会社

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/ava8cpkj/

令和七年十二月十二日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

エイパック・ツー特定目的会社

取締役　栗本　佳宣

訂正公告

令和六年十二月十七日（号外第二九二号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(567,082)」とあるは「(65,427)」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月十二日

京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町二六番地一　朝日生命京都第二ビル七階

株式会社Ｄｒｅａｍ　Ｔｏｗｎ

代表取締役　中川　友二

訂正公告

令和六年十二月十七日（号外第二九二号）掲載の第十三期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(41,700)」とあるは「(34,357)」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月十二日

京都市下京区四条通油小路西入藤本寄町二六番地一　朝日生命京都第二ビル七階

株式会社ドリームホーム

代表取締役　南部　佑太

訂正公告

令和七年十一月二十七日（号外第二五九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、甲の決算公告「第46期決算公告」とあるは「第64期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月十二日

大分県津久見市合ノ元町一番四号

（甲）古手川産業株式会社

代表取締役　古手川瑛保

大分県津久見市志手町一一番二六号

（乙）株式会社ニューライム

代表取締役　古手川保正

正　誤

（原稿誤り）

目次及び本文において、令和四年六月一日内閣府・厚生労働省令第六号は復興庁・厚生労働省令第一号の誤り。

ページ	段	行	誤	正
五	〃	改正後欄六	免れた	免れた
		改正前欄八～九	免がれた	免がれた

（原稿誤り）

公布財務省令第七十号（国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令）

令和六年十二月二十日（号外第二百九十五号）